

こおりやま災害助け合いネットワーク会則

(名称)

第1条 こおりやま災害助け合いネットワーク（以下、「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、郡山市内において防災・減災について学び、発災時には互いに助け合い、必要に応じて支援活動及び支援活動を応援する活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成させるために、次の事業を行う。

- 1, 平時における防災・減災に係わる勉強会の開催
- 2, 会員相互の親睦を深めるための交流会
- 3, 発災時の安否確認、相互の助け合い
- 4, 発災時、支援活動などを行う会員への応援
- 5, 平時、発災時における関係機関などとの連携
- 6, その他、必要とする事業

(会員)

- 第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する団体で構成する。原則として、会員は団体とする。ただし、法人格の取得の有無は問わない。
- 2, 入会を希望する団体は、入会申込書を代表幹事に提出する。入会の可否については、幹事会で協議する。
 - 3, 会員が退会を希望する場合は、代表幹事へ届ける。会員は、いつでも退会することができる。

(組織)

- 第5条 本会に、代表幹事1名、副代表幹事1名、幹事数名、監事1名を置く。総会で幹事、監事を選び、幹事会で代表幹事、副代表幹事を選ぶ。任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2, 幹事会において、幹事の中から事務局長を選ぶ。

(会議)

第6条 本会は、総会を年一回、幹事会を適宜開催する。総会及び幹事会は、代表幹事が招集する。

2, 本会は、臨時総会を開催することができる。臨時総会は、幹事会及び会員の要請に応じ、代表幹事が招集する。

3, 本会の事業期間は、10月1日に始まり翌年の9月30日までとする。

(事務局)

第7条 本会の事務局を、特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワークに置く。

(会費)

第8条 本会の年会費は、当面徴収しない。

2, 事業を行うために必要となる予算は、その都度、幹事会で協議する。

(その他)

第9条 この会則に定めのないことについては、幹事会で定め、総会時に報告する。

附則 2023年11月30日より施行する。